

青森県知事 木村 守男 殿

青森県情報公開審査会

会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成13年1月24日付け青環管第1067号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

不法投棄事案に対する報告書等に係る一部開示決定処分に対する異議申立てについての
諮問

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした部分について、以下の部分を開示することが妥当である。

- 1 顛末書に記録されている情報のうち、11行目に記録されている情報以外の部分
- 2 報告書に記録されている情報のうち、法人名及び法人の代表者氏名以外の部分

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成12年11月1日、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により「平成12年10月2日付「廃材の撤去計画」として県に提出された以後の撤去計画に係る（以下「本件関係法人」という。）及び関係者から県に提出された一切の文書、資料」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、平成12年9月青森県中津軽郡西目屋村内において発覚した不法投棄（以下「本件不法投棄」という。）に関して、対象行政文書として（以下「本件個人」という。）作成の平成12年9月28日付け顛末書（以下「顛末書」という。）及び本件関係法人作成の平成12年10月23日付け不法投棄事案に対する報告書（以下「報告書」という。）を特定した。

その上で、実施機関は、顛末書のうち、本件個人の氏名及び住所等（以下「本件個人情報1」という。）を条例第7条第3号に該当し、また、報告書のうち、本件個人の氏名等（以下「本件個人情報2」という。）を条例第7条第3号に該当し、法人（以下「本件法人」という。）の名称及び本件法人の代表者氏名（以下「本件法人情報」という。）を条例第7条第4号に該当するとして、これらの部分を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成12年11月15日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成13年1月12日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分で不開示とされた部分を開示するとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

(1) 顛末書について

顛末書の提出者は、不法投棄を実際に行ったとする違法行為者から提出された言わば「自白書」である。しかも、その自白した者は産業廃棄物処理業者乃至はその関係者である。自ら法を犯したとする者から「自主的に」提出された文書であるにもかかわらず、その行為者である者の名前を明らかにすべきでないという根拠はどこにもない筈である。

(2) 報告書について

ア 本件不法投棄について県が「不法投棄だと認識」し、「報告書の提出を求めた」ことは「任意」という性格のものではなく廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）で定められた県知事の権限によるものだという解釈が合理的だと考えられる。

よって、報告書が「任意」という性格のものだとする実施機関の説明は論拠がないものと判断される。

イ 本件不法投棄は明確に生活権、財産権に関する事件であり、「確信犯」が行った、関わった事件であるからこそ公にされるべき情報であり、個人の権利として保護され

るべき性格のものでないことはあまりにも明らかである。

ウ 報告書は違法行為を行い、関与した法人から提出された廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「自供」であり、同業者への内部告発として見る事ができる。「調査中」ということだけをもって公表できないとする議論はあまりにも稚拙である。

エ 実施機関の理由説明書では本件法人について「本件法人からの報告とも食い違いが生じている」から「不法投棄への関与が確定しない」。したがって「法人名を公開できない」としているが、このことから本件法人は本件不法投棄についての関与を否定はしていないものと判断される。違法行為に関与したことを否定していない者について、公益に優先させてその情報を開示しないという根拠は法に基づくものとしても存在しないと判断されるものである。

オ 調査がこれ以上進展しないまま不測の事態が起こった場合、後処理については誰が責任を取るのか。

最悪の事態を未然に防ぐためにも、そして今後の環境行政の推進にとっても、世論として今後への教訓を全県民的に残すという意味でも全ての情報が開示されなければならない。

(3) 平成12年10月6日に、「土地の所有者である業者社長の家族も同日までに、平成6年ごろに倉庫を解体した際の廃材をその土地に捨てた」との報道があったことにより顛末書提出者がある程度特定できること、平成12年11月1日県情報公開室における当局者からの説明の中でも、「社長或いは、社長個人名での文書」という特定がなされていたこと、本件開示請求そのものが「本件関係法人及び関係者から県に提出された一切の文書、資料」とのきわめて限定されたものであること、個人のプライバシー保護以前の問題として、周辺住民及び大秋川と下流の岩木川との関わりの中で生活をしているより広範な住民の生命、健康、生活に及ぼす影響が極めて重大であろうことは容易に推測されることなどから、個人情報の開示を不開示情報としての要件を定めた条例第7条第3号には該当しない。

(4) 実施機関の理由説明書で、「県としては、特定の個人に関する情報は公表しておらず」と述べている。この点について、青森県知事発指令第3329号で開示された文書及び資料においては、不法投棄現場として特定した場所の写真の説明のなかで、本件関係法人とは別の法人名を特定して「旧採石場所」との記述がある。しかも、開示された文書を説明した担当官は「この記述は本件関係法人社長からの報告に基づくもの」と説明していた。担当課が違うという言い訳もあるだろうが、「県としては」「公表して」いないという基本的な立場からは相反する内容となっており、したがって、法

人を含む個人情報について公表しない、或いは開示しないという論拠はないものと判断される。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

1 顛末書について

(1) 顛末書は、本件不法投棄の不法投棄廃棄物の一部に関与した一個人から自主的に提出されたもので、不法投棄に至った経緯（理由）、廃棄物の内容・量、原状回復についての履行意思が記載されている。

(2) 顛末書には、特定の個人を識別することができる又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる個人情報が記録されており、条例第7条第3号に規定する不開示情報に該当する。

不開示情報として除いた部分については、次の情報が記録されている。

ア 氏名、住所に関する個人の基本的な情報

イ 個人の所有する財産・権利に関する情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの

ウ 個人の職業に関する情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの

(3) 顛末書に記録されている個人情報を開示することにより、個人の権利利益を侵害しても、なお開示することの公益が優越するとは認めがたい。

本件個人が関与したとされる本件不法投棄については、現在、原状回復に向けた撤去作業が進められているところである。

県では、本件不法投棄による環境に対する影響を考慮し、周辺地域の水質調査や本件不法投棄現場の土壌調査を実施しているが、いずれも環境基準に適合していることを確認している。

これらの状況を踏まえると、当該個人情報を条例第7条第3号ただし書口に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とするまでの論拠には至らないものと判断される。

2 報告書について

(1) 報告書は、本件不法投棄場所を管理している産業廃棄物処理業者である本件関係法

人に対し任意に報告を求めたところ、提出されたものであり、本件不法投棄場所と本件関係法人との使用権限に関する情報、及び本件関係法人が考える不法投棄行為者及び関連者、時期、排出事業者及び収集運搬業者、種類・量が記載されている。

(2) 報告書には、特定の個人を識別することができる個人情報及び特定の法人であって公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されており、条例第7条第3号及び第4号に規定する不開示情報に該当する。

不開示情報として除いた部分については、本件不法投棄に関与したとされる次の情報が記録されている。

ア 個人名

イ 個人の職業に関する情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの

ウ 法人名

(3) このうち、個人情報については、顛末書と同様、上記の1の(2)及び(3)の理由により条例第7条第3号に規定する不開示情報と判断される。

(4) 報告書の内容については、現在調査中であり、事実関係の解明には至っておらず、法人名についても、現段階で開示することは誤解を招き、場合によっては本件法人の権利利益を不当に侵害することにもなりかねないものであり、条例第7条第4号に規定する不開示情報と判断される。

(5) 本件法人については、本件関係法人からの報告内容によるものであるが、これを立証する物証がないこと及び本件法人からの報告とも食い違いが生じていることから、今後とも、事実確認のため調査を行っていくこととしており、本件不法投棄への関与の事実が確定しない間は、法人名を公開できない。

3 県としては、特定の個人に関する情報は公表しておらず、したがって、平成12年10月6日付け新聞報道の内容についても県が関知するところではなく、また、情報公開室で当課で説明した「社長」とは、本件関係法人の社長のことであり、本件個人の情報に関するのではなく、さらに、「本件関係法人及び関係者から県に提出された一切の文書、資料」ということをもって、個人がある程度特定できるとする異議申立人の主張は推測にすぎず、論拠に乏しいものと思われる。

また、周辺環境に対する影響についても、水質調査及び土壌調査を実施しており、化学的な分析の結果、環境基準に適合していることを確認している。したがって、公益の侵害のおそれの程度よりも、個人の利益の保護が優越すると判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

2 顛末書及び報告書について

顛末書は、本件個人から青森県知事に対して平成12年9月28日付けで提出されたものであり、当該個人の氏名、住所、本件不法投棄の一部を行った旨及び本件不法投棄に至る過程等が記録されている。

また、報告書は、本件不法投棄がなされた場所を管理する本件関係法人から青森県環境生活部環境管理課長に対して平成12年10月23日付けで提出されたものであり、投棄をした者、投棄を認知した時期、廃棄物の種類、投棄量、排出元、収集運搬をした者及び投棄をした者と本件関係法人との関係等が記録されている。

3 条例第7条第3号の該当性について

(1) 条例第7条第3号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

そこで、本件個人情報1及び本件個人情報2が同号本文に該当するかどうかについて検討する。

ア 本件個人情報1について

本件個人情報1には、本件個人の住所、氏名及び印影が含まれている。当該住所、氏名及び印影については、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

したがって、本件個人情報1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別

することができるものであり、同号本文に該当すると認められる。

イ 本件個人情報2について

本件個人情報2には、本件個人の氏名が含まれている。当該氏名については、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

したがって、本件個人情報2は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号本文に該当すると認められる。

- (2) 次に、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、開示すると定めている。

そこで、本件個人情報1及び本件個人情報2が、同号ただし書イ、ロ又はハに該当するかどうかについて検討する。

ア まず、本件個人情報1及び本件個人情報2が、同号ただし書イ及びハに該当しないことは明らかである。

イ 次に、同号ただし書ロに該当するかどうかについて検討する。

- (ア) 同号ただし書ロの趣旨は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、なおこれに優越する公益があるときは、これを不開示とする合理的な理由は認め難いので、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、開示するというものである。

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、「人の生命、健康、生活又は財産」に現実に被害が発生している場合に限られず、これらの法益が害されるおそれがある場合を含み、また、「公にすることが必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示とすることにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいう。この比較衡量に際しては、各利益の具体的性格を慎重に検討しなければならないものである。

- (イ) 実施機関の主張は、次のとおりである。

本件個人が関与したとされる本件不法投棄については、現在、原状回復に向けた撤去作業が進められているところであり、県では、本件不法投棄による環境に対する影響を考慮し、周辺地域の水質調査や本件不法投棄現場の土壌調査を実施しているが、いずれも環境基準に適合していることを確認しており、これらの状況を踏まえると、当該個人情報情報を条例第7条第3号ただし書口に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とするまでの論拠には至らないものと判断される。

(ウ) 確かに、実施機関は本件不法投棄現場の付近を流れる川の水の水質調査を平成12年8月に、埋められている廃棄物の下の土の土壌調査を平成12年10月に行っており、その結果、当該調査時における調査ではいずれも環境基準に適合していると認められる。

(I) しかし、本件不法投棄は、産業廃棄物である建設廃材や車のものと思われるシュレッダーダストが大量に土の中に埋められる形で投棄されていたものであり、その量は報告書によると合計1400m³を超える。

このうち、本件個人は、顛末書において本件不法投棄の一部を行ったことを自認しており、報告書によると本件個人が関与した量は約600m³とされている。

このように大量の産業廃棄物の不法投棄が行われたということを考慮すると、上記調査結果だけをもって、周辺住民の健康や生活環境等に悪影響を及ぼす可能性を完全に否定することはできないものである。

また、上記調査後、平成12年11月に本件処分を行った時点においては、なお大量の産業廃棄物が埋められている状況下にあった。調査の後、これらの廃棄物から土壌に有害物質が浸透するという可能性も否定できない。そのことによつて、周辺住民の健康や生活環境等が害されるおそれはあったと認められる。

なお、実施機関からはこの「おそれ」がその後なくなったとする旨の主張はなされていない。

(オ) 確かに、本件個人情報1及び本件個人情報2を不開示とすることにより、本件個人の名誉や社会的信用が保護されるという利益はあるが、本件不法投棄の場合、上記のおそれがあり、周辺住民の不安を拭いきれない以上、本件個人情報1及び本件個人情報2を開示することは、周辺住民の生命、健康、生活又は財産を保護するという公共の利益に適うものであり、当該不開示とする利益に優越する公益があると判断されるものである。

ただし、本件個人情報1のうち、顛末書の11行目に記録されている情報については、周辺住民の生命、健康、生活又は財産の保護には関連しないと認められるので、同号ただし書口に該当しないと判断する。

ウ 以上から、本件個人情報 1 (顛末書の 1 1 行目に記録されている情報を除く。) 及び本件個人情報 2 は、同号ただし書口に該当すると認められる。

4 条例第 7 条第 4 号の該当性について

(1) 条例第 7 条第 4 号本文は、不開示情報として、「法人その他の団体 (県、国及び県以外の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

そこで、本件法人情報が同号本文に該当するかどうかについて検討する。

ア この趣旨は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動は、十分に保障されなければならない、このため、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、原則として不開示とするというものである。

イ 報告書には、本件不法投棄の一部を行った者として、本件法人情報が記録されている。

実施機関によると、本件法人自体は、本件不法投棄の一部を行ったという事実はないと主張しているとのことであり、また、報告書を作成した本件関係法人は、本件法人が本件不法投棄に関与したことを裏付ける客観的資料を得ていないとのことである。

ウ このように本件法人が本件不法投棄の一部を行ったことを客観的に確認できない状況下において、本件法人情報を開示すると、本件法人が本件関係法人から本件不法投棄の一部を行ったとの指摘を受けていることが明らかとなることにより、本件法人に対する誤解や不信が生じ、本件法人の社会的評価や社会的信用を損なうおそれがある。

したがって、本件法人情報は、その開示によって本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、同号本文に該当すると認められる。

(2) 次に、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する場合は、開示すると定めている。

ア この趣旨は、法人等又は事業を営む個人の事業活動上の利益は十分に保護されなければならないが、その事業活動によって、人の生命、健康、生活又は財産に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、これらを保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示するというものである。

ここで「公にすることが必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいう。この比較衡量に際しては、各利益の具体的性格を慎重に検討しなければならないものである。

イ そこで、本件法人情報が同号ただし書に該当するかどうかについて検討する。

前述のとおり、本件不法投棄自体は周辺住民の健康や生活環境に大きな影響を及ぼしかねないものであり、この点でこれに関する情報を開示する公益は認められる。

しかし、他方、本件法人が本件不法投棄への関与を否定しており、また、これを客観的に確認できない状況下においては、本件法人情報を開示することによって本件法人の被る不利益は重大と言わなければならない。本件において、これに優越する公益があるとまでは認めることはできない。

したがって、本件法人情報は同号ただし書に該当しない。

5 結論

以上のとおり、顛末書には、条例第7条第3号に該当する情報が記録されており、また、報告書には、条例第7条第4号に該当する情報が記録されているので、これらの情報を除き、開示すべきであり、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別 記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成13年 1 月24日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成13年 2 月 5 日 (第55回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 2 月15日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成13年 3 月 1 日 (第56回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 3 月 6 日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成13年 4 月12日	・ 異議申立人からの追加反論書を受理した。
平成13年 4 月16日 (第58回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 5 月24日 (第59回審査会)	・ 実施機関からの意見聴取を行った。 ・ 実施機関からの資料を受理した。 ・ 審査を行った。
平成13年 6 月25日 (第60回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 7 月30日 (第61回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 8 月31日 (第62回審査会)	・ 審査を行った。
平成13年 9 月25日 (第63回審査会)	・ 審査を行った。

年 月 日	処 理 内 容
平成13年10月2日	・ 第三者からの意見書を受理した。
平成13年10月29日 (第64回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森中央学院大学経営法学部専任講師	
石岡 隆司	弁護士	平成13年4月16日委員就任
石田 恒久	弁護士	会長
加藤 勝康	青森公立大学学長	会長職務代理者
中村 年春	青森大学地域問題研究所長・教授	平成13年3月31日委員退任
西村 恵美子	青森県読書団体連絡協議会会長	